

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年2月14日	令和4年2月28日	かつて市政改革室が公表していた「平成29年度世論調査結果報告書」の2ページに「報告書を読む際の留意点」と題する項目が記載されています。 この記載について、 1. 記載の意図、目的がわかる文書を公開してください。	不存在	号	市政改革室	総務担当
令和4年2月14日	令和4年2月28日	平成29年度世論調査結果報告書(委託業者からの提出分)	公開	号	市政改革室	総務担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年2月14日	令和4年2月28日	<p>市民の声No.2269-10008-001-01、No.2201-10033-001-01について</p> <p>2.「記載例」に「区民モニターアンケートで『・・・』と回答した割合 ○年度末までに□%以上」と記載した意図について説明してください。</p> <p>3.「区民モニターアンケート」で「その状態を客観的に測定できるよう数値化した指標」の測定ができると考えた根拠について説明してください。</p> <p>との質問に対する市政改革室の回答は次のとおりでした。</p> <p>・「2.「記載例」に「区民(区民の誤りか?)モニターアンケートで『・・・』と回答した割合 ○年度末までに□%以上」と記載した意図について説明してください。」についてですが、既述のとおり、「区政(同じ)モニターアンケート」は、比較的容易に入手することができ、過去との比較ができる、測定側の主観が入り込まない数値データを測定する一つの方法であると考えています。また、成果目標が既存データにより把握できない場合は、例えばアンケート調査等により区民・市民の意識等を測定することが考えられるため、運営方針策定要領における「記載例」として記載しています。</p> <p>・「3.「区民モニターアンケート」で「その状態を客観的に測定できるよう数値化した指標」の測定ができると考えた根拠について説明してください。」についてですが、既述のとおり、「区政(同じ)モニターアンケート」は、比較的容易に入手することができ、過去との比較ができる、測定側の主観が入り込まない数値データを測定する一つの方法であると考えています。</p> <p>この回答における「(区民アンケートが)比較的容易に入手することができ、過去との比較ができる、測定側の主観が入り込まない数値データを測定する一つの方法であると考え」の根拠がわかる文書を公開してください。また、「(区民アンケートにより)『その状態を客観的に測定できるよう数値化した指標』の測定ができると考えた根拠がわかる文書を公表してください。</p> <p>ただし、請求対象文書は、「運営方針策定要領」や「運営方針の手引き」そのものではありません。</p> <p>「運営方針策定要領」等に「①比較が可能か(過去と現在、他の自治体や分野・部門別など)、②客観的に測定できるか(測定側の主観が入り込まない数値データなどで測定しているか)、③比較的簡単に入手することが可能か(必要な時に入手できるかどうか)」と記載された根拠がわかる文書のことです。</p> <p>なお、「運営方針策定要領」に「区民モニターアンケート」で「その状態を客観的に測定できるよう数値化した指標」の測定ができると考えた根拠が確認できる文書については、令和4年2月9日付大市第40号により不存在となっています。この文書が不存在であるにもかかわらず、市民の声の回答において「3.「区民モニターアンケート」で「その状態を客観的に測定できるよう数値化した指標」の測定ができると考えた根拠について説明してください。」についてですが、既述のとおり、「区政モニターアンケート」は、比較的容易に入手することができ、過去との比較ができる、測定側の主観が入り込まない数値データを測定する一つの方法であると考えています。」と回答した根拠が示された文書です。</p>	不存在	号	市政改革室	改革プラン推進担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年2月16日	令和4年2月28日	<p>市政モニターアンケート報告書作成手法研修 01 市政モニターアンケート報告書作成手法研修</p> <p>マーケティング・リサーチの手引き 02-1 マーケティング・リサーチの手引き(概要版) 02-2 マーケティング・リサーチの手引き 02-3 ピボットテーブル機能活用の実践</p> <p>市政モニターアンケート等を実施する所属向けの各種様式等 03 調査ツールの案内 04-1 市政モニターアンケート実施にあたっての留意点 04-2 「市政モニターアンケート実施の流れ」(単独実施) 04-3 「市政モニターアンケート実施の流れ」(合同実施) 04-4 参考「質問作成で気を付けるポイント」 04-5 「様式作成届記載例」 04-6 「アンケート画面作成」 04-7 「アンケート画面イメージ」 04-8 「アンケート結果 公表ひな形」</p> <p>アンケートの作業工程別ポイント 05-1 アンケート方法を検討 05-2 質問作成 05-3 集計・分析、報告書作成</p> <p>市政モニターアンケート等の質問書作成にあたっての具体的改善事例 06-1 はじめに 06-2 具体的改善事例</p> <p>ロジックツリー、セグメント(グループ分け)事例集 07-1 ロジックツリーの事例集 07-2 セグメント分け事例集</p> <p>マーケティングリサーチ研修資料 08 研修資料(実務担当者学習会)</p> <p>マーケティング・リサーチ出前研修 09-1 基本メニュー 09-2 研修資料(マーケティング・リサーチ出前研修資料) 09-3 演習参考回答例(マーケティング・リサーチ出前研修) 09-4 課題と個人ワーク(マーケティング・リサーチ出前研修)</p> <p>10 【参考】設問作成チェックリスト 教育委員会実施分 11 西区マーケティング・リサーチ研修 12 研修資料 都島区実施分 13 研修資料 住之江区実施分</p> <p>MR手引き 14-1 MR手引きVol.1 14-2 MR手引きVol.2 14-3 MR手引きVol.3 14-4 MR手引きVol.4 14-5 MR手引きVol.5 14-6 MR手引きVol.6 14-7 MR手引きVol.7</p> <p>教えて！MRくん 15-1 1第1話 15-2 1第2話 15-3 1第3話 15-4 1最終話 15-5 2第1話 15-6 2第2話 15-7 2第3話 15-8 2第4話 15-9 2第5話</p>	公開	号	市政改革室	総務担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年2月17日	令和4年2月28日	市政改革室が所管するマーケティングリサーチツールの運用の変更について(通知)	公開	号	市政改革室	総務担当
令和4年2月28日	令和4年3月23日	基本的な行政、職員対応ができていないのに改革となぜ言えるのか?(市政改革室)	公開請求却下	号	市政改革室	総務担当